



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 2 5 4 号 令和 2 年 1 0 月 2 3 日 発行

## 目 次

### 【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
6 3 9	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
6 4 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
6 4 1	同	同
6 4 2	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
6 4 3	同	同

### 【 公安委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
9	警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件を廃止する件	
1 0	警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件	
1 1	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第六百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲五九〇番地一	マック矢三調剤薬局	徳島市南矢三町三一五―四三一―一号	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十月一日

徳島県告示第六百四十号

徳島地方法務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目及び城東町一丁目の全域	令和二年九月二十八日から令和四年三月三十一日まで

徳島県告示第六百四十一号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（定期縦横断測量）	桑野川（河口から九・四キロメートル地点まで）	令和二年十月一日から 令和三年二月二十六日まで

徳島県告示第六百四十二号

徳島県西部総合県民局長から、令和二年徳島県告示第四百五十四号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和二年九月八日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第六百四十三号

徳島市長から、令和二年徳島県告示第四百二十二号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和二年九月二十九日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県公安委員会告示第9号

平成27年徳島県公安委員会告示第7号（警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務に係る路線及び区間を指定する件）は、令和3年2月28日限り、廃止する。

令和2年10月23日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

## 徳島県公安委員会告示第10号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄に規定する徳島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年3月1日から施行する。

令和2年10月23日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

路 線	区 間
1 一般国道11号	徳島県の全域
2 一般国道28号	徳島県の全域
3 一般国道32号	徳島県の全域
4 一般国道55号	徳島県の全域
5 一般国道192号	徳島県の全域
6 一般国道193号	徳島県美馬市脇町の全域
7 一般国道195号	徳島県の全域
8 一般国道318号	徳島県の全域
9 一般国道438号	徳島県徳島市、名西郡神山町及び美馬市美馬町の全域
10 主要地方道徳島引田線	徳島県の全域
11 主要地方道鳴門公園線	徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48番地先から鳴門公園までの区間
12 主要地方道鳴門池田線	徳島県の全域
13 主要地方道松茂吉野線	徳島県の全域
14 主要地方道徳島吉野線	徳島県の全域
15 主要地方道羽ノ浦福井線	徳島県の全域

16	主要地方道徳島環状線	徳島県の全域
17	主要地方道徳島鴨島線	徳島県の全域
18	主要地方道徳島北灘線	徳島県徳島市の全域
19	一般県道徳島小松島線	徳島県の全域
20	一般県道土成徳島線	徳島県の全域
21	一般県道大林津乃峰線	徳島県の全域

## 徳島県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和2年10月23日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

### 1 講習に係る警備業務の区分，講習の種別，実施期日及び定員

#### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

#### (2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

#### (3) 実施期日

##### ア 新規取得講習

令和2年11月30日（月）から12月4日（金）まで及び12月7日（月）から同月9日（水）までの8日間（11月30日は、午前10時から午後4時50分まで、12月1日から同月4日までの4日間及び同月7日は、午前9時から午後4時50分まで、同月8日は、午前9時から午後3時50分までとし、同月9日は、午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、11月30日の午前9時から午前9時20分まで、オリエンテーションは、同日午前9時20分から午前9時50分までとする。

##### イ 追加取得講習

令和2年12月3日（木）、同月4日（金）及び同月7日（月）から同月9日（水）までの5日間（同月3日は、午後2時から午後4時50分まで、同月4日及び同月7日の2日間は、午前9時から午後4時50分まで、同月8日は午前9時から午後3時50分までとし、同月9日は、午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、12月3日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

#### (4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30人

### 2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

### 3 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和2年11月2日（月）及び同月4日（水）から同月6日（金）まで

b 追加取得講習

令和2年11月4日（水）から同月6日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3の受講対象者に該当するときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）  
1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 新規取得講習

- (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (d) 3の(1)のエに該当する者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

- (e) 3の(1)のオに該当する者

合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

- (ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最

寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和2年11月9日(月)から同月13日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては、47,000円を、追加取得講習にあつては、23,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会(徳島市昭和町2丁目5番地)に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) コロナウイルス感染症感染防止対策

コロナウイルス感染症の感染防止対策として、講習受講中は、必ずマスクを着用すること。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。